

公共施設等運営権の設定について

富山県は、富山県富山空港条例（昭和38年富山県条例第19号）第20条第1項の規定により、富山空港特定運営事業等公共施設等運営権を株式会社富山エアポートに設定したので、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第19条第3項の規定に基づき、次のとおり公表します。

令和7年10月1日

富山県知事 新田 八朗

1 公共施設等の名称

富山空港

2 公共施設等の立地

富山市

3 公共施設等の規模及び配置

航空法（昭和27年法律第231号）第40条に基づき告示された富山空港の範囲及び周辺

4 公共施設等運営権者

富山市秋ヶ島30番地
株式会社富山エアポート

5 公共施設等の運営等の内容

- （1）空港運営等事業
- （2）空港航空保安施設運営等事業
- （3）環境対策事業
- （4）その他附帯する事業

6 公共施設等運営権の存続期間

令和7年10月1日から令和18年3月31日まで（事業期間の延長があった場合は、当該延長後の終了日。ただし、令和33年3月31日を超えることはできない。）